

○経済産業省令第六十三号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十五条第一項及び第二項並びに第四十八条第一項第五号の規定に基づき、容器保安規則の一部を改正する省令を定める。

令和四年七月二十九日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 山際大志郎

容器保安規則の一部を改正する省令

容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前

(用語の定義)

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇十一の二 「略」

十一の三 医療用酸素用一般複合容器 アルミ

ニウム合金ライナー製一般複合容器のうち、

医療用の圧縮酸素を充填するための容器

十二〇二十二 「略」

二十二の二 FC四類容器 液化フルオロカー

ボン(可燃性ガス及び毒性ガスを除く。)で

あつて次のいずれにも該当するもの又は前三

号に掲げるガスを充填する容器

(用語の定義)

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇十一の二 「略」

〔新設〕

十二〇二十二 「略」

〔新設〕

イ 温度四十八度における圧力の数値の三分の五倍が六・〇メガパスカル以下であるもの

ロ 温度六十度における圧力の数値が四・八メガパスカル以下であるもの

二十三 FC容器 FC一類容器、FC二類容器、FC三類容器及びFC四類容器

二十四～二十五の二 「略」

二十六 耐圧試験圧力 次の表の上欄に掲げる種類の高圧ガスを充填する容器に応じて、同表の下欄に掲げる圧力（次号から第二十八号の二までに掲げる場合を除く。）

高圧ガスの種類	圧力
---------	----

二十三 FC容器 FC一類容器、FC二類容器及びFC三類容器

二十四～二十五の二 「略」

二十六 耐圧試験圧力 次の表の上欄に掲げる種類の高圧ガスを充填する容器に応じて、同表の下欄に掲げる圧力（次号から第二十八号の二までに掲げる場合を除く。）

高圧ガスの種類	圧力
---------	----

化天然	及び液	温容器	器、低	低温容	ス(超	液化ガ	〔略〕	〔略〕				
F C 四類容器に		液化臭化水素		〔略〕		〔略〕		〔略〕				
A	B	A	┌	〔略〕								
六・〇	七・六	六・七		〔略〕		〔略〕	〔略〕	〔略〕	ル)	パスカ	メガ	(単位

化天然	及び液	温容器	器、低	低温容	ス(超	液化ガ	〔略〕	〔略〕				
〔新設〕		液化臭化水素		〔略〕		〔略〕		〔略〕				
〔新	B	A	┌	〔略〕								
〔新設	七・六	六・七		〔略〕		〔略〕	〔略〕	〔略〕	ル)	パスカ	メガ	(単位

備考 〔略〕	〔略〕
	〔略〕
	〔略〕
	〔略〕

二十七〜三十四 〔略〕

(刻印等の方式)

第八条 法第四十五条第一項の規定により、刻印をしようとする者は、容器の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号に掲げる事項をその順序で刻印しなければならない。

一・二 〔略〕

備考 〔略〕	〔略〕
	〔略〕
	〔略〕
	〔略〕

二十七〜三十四 〔略〕

(刻印等の方式)

第八条 法第四十五条第一項の規定により、刻印をしようとする者は、容器の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号に掲げる事項をその順序で刻印しなければならない。

一・二 〔略〕

三 充填すべき高压ガスの種類（P G 容器にあつてはP G、S G 容器にあつてはS G、F C 一類容器にあつてはF C 1、F C 二類容器にあつてはF C 2、F C 三類容器にあつてはF C 3、F C 四類容器にあつてはF C 4、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつてはC N G、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつてはC H G、液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつてはL N G、その他の容器にあつては高压ガスの名称、略称又は分子式）

三 充填すべき高压ガスの種類（P G 容器にあつてはP G、S G 容器にあつてはS G、F C 一類容器にあつてはF C 1、F C 二類容器にあつてはF C 2、F C 三類容器にあつてはF C 3、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつてはC N G、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつてはC H G、液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつてはL N G、その他の容器にあつては高压ガスの名称、略称又は分子式）

三の二 医療用酸素用一般複合容器にあつては

前号に掲げる事項に続けて、その旨の表示

(記号 MED)

四 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、第三号に掲げる事項に続けて、次に掲げる圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の区分及び当該容器が荷室用容器である場合にあってはその旨の表示（記号 R）

イゝハ 「略」

四の二ゝ十五 「略」

2 「略」

3 法第四十五条第二項の規定により、標章を掲示しようとする者は、次の各号に掲げる容器の

〔新設〕

四 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、前号に掲げる事項に続けて、次に掲げる圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の区分及び当該容器が荷室用容器である場合にあってはその旨の表示（記号 R）

イゝハ 「略」

四の二ゝ十五 「略」

2 「略」

3 法第四十五条第二項の規定により、標章を掲示しようとする者は、次の各号に掲げる容器の

区分に応じてそれぞれ当該各号に定める方式に従って行わなければならない。

一〇二 「略」

三 前項第四号に掲げる容器 票紙に次に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、フープラップ層の見やすい箇所に巻き込む方式とする。ただし、最外層に炭素繊維又はアラミド繊維を用いる容器その他の当該方式が困難な容器にあつては、次に掲げる事項をアルミニウム箔にその順序で明瞭に、かつ、消えないように打刻又は印字したもの（ただし、第一項第一号に掲げる事項は打刻に限る。）を、容器胴部の外

区分に応じてそれぞれ当該各号に定める方式に従って行わなければならない。

一〇二 「略」

三 前項第四号に掲げる容器 票紙に次に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、フープラップ層の見やすい箇所に巻き込む方式とする。ただし、最外層に炭素繊維又はアラミド繊維を用いる容器その他の当該方式が困難な容器にあつては、次に掲げる事項をアルミニウム箔にその順序で明瞭に、かつ、消えないように打刻又は印字したもの（ただし、第一項第一号に掲げる事項は打刻に限る。）を、容器胴部の外

面に取れないように貼付することをもつてこれに代えることができる。

イゝハ 「略」

ニ 医療用酸素用一般複合容器にあつては、

その旨の表示（記号 M E D）

ホゝル 「略」

三の二ゝ七 「略」

4 「略」

（容器再検査の期間）

第二十四条 法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間は、容器再検査を受けたことのないものについては刻印等において示され

面に取れないように貼付することをもつてこれに代えることができる。

イゝハ 「略」

「新設」

ニゝヌ 「略」

三の二ゝ七 「略」

4 「略」

（容器再検査の期間）

第二十四条 法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間は、容器再検査を受けたことのないものについては刻印等において示され

た月（以下「容器検査合格月」という。）の前月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び高压ガス運送自動車用容器にあつては刻印等において示された月日の前日）、容器再検査を受けたことのあるものについては前回の容器再検査合格時における第三十七条第一項第一号に基づく刻印又は同条第二項第一号に基づく標章において示された月（以下「容器再検査合格月」という。）の前月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、圧縮天然ガス自動車燃

た月（以下「容器検査合格月」という。）の前月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び高压ガス運送自動車用容器にあつては刻印等において示された月日の前日）、容器再検査を受けたことのあるものについては前回の容器再検査合格時における第三十七条第一項第一号に基づく刻印又は同条第二項第一号に基づく標章において示された月（以下「容器再検査合格月」という。）の前月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、圧縮天然ガス自動車燃

料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び高圧ガス運送自動車用容器にあつては刻印等において示された月日の前日)から起算して、それぞれ次の各号に掲げる期間とする。

一～三 「略」

四 一般複合容器(医療用酸素用一般複合容器を除く。)については、三年

四の二 医療用酸素用一般複合容器については、五年

五～八 「略」

2・3 「略」

料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び高圧ガス運送自動車用容器にあつては刻印等において示された月日の前日)から起算して、それぞれ次の各号に掲げる期間とする。

一～三 「略」

四 一般複合容器については、三年

「新設」

五～八 「略」

2・3 「略」

備考 表中の「」は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和四年八月一日から施行する。ただし、容器保安規則第二条第二十二号の二、第二十三号及び第二十六号並びに第八条第一項第三号の改正規定は、令和五年一月二十九日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の容器保安規則（次項において「旧規則」という。）第八条第一項又は第三項の規定により医療用酸素用一般複合容器になされている刻印等については、当該容器がこの省令の施行後最初に受けるべき容器再検査の日までの間は、この省令による改正後の容器保安規則（次項において「新規則」という。）第八条第一項又は第三項の規定にかかわらず、高圧ガス保安法第四十五条第一項又は第二項の規定によりなされた刻印等とみなす。

3 この省令の施行の際現に高圧ガス保安法第四十四条第一項の容器検査に合格している医療用酸素用一般複合容器がこの省令の施行後最初に受けるべき容器再検査の日については、新規則第二十四条第一項第四号の二の規定にかかわらず、旧規則第二十四条第一項第四号に規定する容器の再検査の期間により計算して得られる日とする。